

平成 27 年 9 月 7 日

各 位

連結子会社の訴訟（債務不存在確認請求被上告事件）の勝訴決定（上告棄却）について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内 信介

当社の連結子会社である株式会社農業支援（以下「農業支援」といいます）を当事者とする下記の訴訟（控訴審判決につきましては平成 26 年 9 月 30 日付「連結子会社の訴訟（債務不存在確認請求控訴事件）の勝訴判決について」にてお知らせいたしました）は、平成 27 年 9 月 3 日、最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立ての不受理を決定し、農業支援の勝訴が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当事者

(1) 上告人

片山りんご株式会社（代表取締役 片山寿伸、青森県弘前市大字境関字西田 57 番地 1）、他 56 名

（以下、総称して「上告人ら」といいます）

(2) 被上告人

農業支援

2. 訴訟の提起から上告棄却決定に至るまでの経緯

農業支援は、りんごの販売・加工の他、りんごの取扱いを委託した生産者に対し売上金の一部を仮払いし、さらに実際の販売代金から上記仮払金のほか、農業支援がこれら生産者のために負担した経費等を控除した金額（以下「精算金」といいます）を生産者に分配する仕組みで事業を行っております。

上告人らは、農業支援との間で、平成 20 年 10 月から 12 月の間に、上記業務に係る委託契約を締結し、収穫したりんご代金で返済することを条件に農業支援から仮払金の支払いを受けました。しかし、その後の天候不良等により、平成 20 年産りんごの販売価格が大幅に下落する事態となり、上告人らを含む多くの生産者がりんご代金での弁済ができず、マイナス精算（精算金より受領済みの仮払金が大きいため、仮払金の一部の返済債務が生じる）となりました。

これに対し、上告人らは、返済すべき債務が一切存在しないなどと主張し、争ってまいりました。第一審では、平成 26 年 1 月 17 日、青森地方裁判所弘前支部において農業支援の勝訴判決を受け、その後の第二審でも、平成 26 年 9 月 29 日、仙台高等裁判所秋田支部において勝訴判決を受け、これを不服として上告人らは、平成 26 年 10 月 14 日に上告しておりました。

3. 最高裁決定の内容

最高裁決定の内容は、上告人らから出されていた農業支援に対する上告を棄却し、上告受理申立ても受理しないというものです。これにより、第一審、第二審と勝訴しておりました農業支援の勝訴が確定いたしました。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、司法の判断を尊重、遵守し、農業支援が回収すべき債権について、責任を持って回収するよう監督、指導してまいります。

以上